

大分類	中分類	小分類	細分類	分野記号
A	農業、林業			
	01	農業		
		011	耕種農業	
			0111 米作農業	A-0111
			0112 米作以外の穀作農業	A-0112
			0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）	A-0113
			0114 果樹作農業	A-0114
			0115 花き作農業	A-0115
			0116 工芸農作物農業	A-0116
			0117 ばれいしょ・かんしょ作農業	A-0117
			0119 その他の耕種農業	A-0119
		012	畜産農業	A-012
		013	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	A-013
		014	園芸サービス業	A-014
	02	林業		A-02
B	漁業			B
E	製造業			
	09	食料品製造業		
		091	畜産食料品製造業	E-091
		092	水産食料品製造業	
			0921 水産缶詰・瓶詰製造業	E-0921
			0922 海藻加工業	E-0922
			0923 水産練製品製造業	E-0923
			0924 塩干・塩蔵品製造業	E-0924
			0925 冷凍水産物製造業	E-0925
			0926 冷凍水産食品製造業	E-0926
			0929 その他の水産食料品製造業	E-0929
		093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	E-093
		094	調味料製造業	E-094
		095	糖類製造業	E-095
		096	精穀・製粉業	E-096
		097	パン・菓子製造業	E-097
		098	動植物油脂製造業	E-098
		099	その他の食料品製造業	
			0991 でんぷん製造業	E-0991
			0992 めん類製造業	E-0992
			0993 豆腐・油揚げ製造業	E-0993
			0994 あん類製造業	E-0994
			0995 冷凍調理食品製造業	E-0995
			0996 そう（惣）菜製造業	E-0996
			0997 すし・弁当・調理パン製造業	E-0997
			0998 レトルト食品製造業	E-0998
			0999 他に分類されない食料品製造業	E-0999
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		E-10
	11	繊維工業		E-11
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）		E-12
	13	家具・装備品製造業		E-13
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業		E-14
	15	印刷・同関連業		E-15
	16	化学工業		
		161	化学肥料製造業	E-161
		162	無機化学工業製品製造業	E-162
		163	有機化学工業製品製造業	E-163
		164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	E-164
		165	医薬品製造業	E-165
		166	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	E-166
		169	その他の化学工業	E-169
	17	石油製品・石炭製品製造業		E-17
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		E-18
	19	ゴム製品製造業		E-19
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業		E-20
	21	窯業・土石製品製造業		E-21
	22	鉄鋼業		E-22
	23	非鉄金属製造業		E-23
	24	金属製品製造業		E-24
	25	はん用機械器具製造業		E-25
	26	生産用機械器具製造業		E-26
	27	業務用機械器具製造業		E-27
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
		281	電子デバイス製造業	
			2811 電子管製造業	E-2811
			2812 光電変換素子製造業	E-2812
			2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	E-2813
			2814 集積回路製造業	E-2814
			2815 液晶パネル・フラットパネル製造業	E-2815
		282	電子部品製造業	E-282
		283	記録メディア製造業	E-283
		284	電子回路製造業	E-284
		285	ユニット部品製造業	E-285
		289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	E-289
	29	電気機械器具製造業		E-29
	30	情報通信機械器具製造業		E-30
	31	輸送用機械器具製造業		E-31
	32	その他の製造業		E-32
F	電気・ガス・熱供給・水道業			F
G	情報通信業			G
P	医療、福祉			P
Z	その他（上記の大分類以外の産業）			Z

黄色セルの分野記号と  
青色セルの分類名を  
提案書（様式第3号）に記載ください。

今回の募集で「対象事業分野」として定めた78分野については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく告示（平成25年総務省告示第405号）の「日本標準産業分類表」に掲げる大分類・中分類・小分類・細分類から、左の表のとおり分野を設定したものです。

応募に当たっては、本業務で既存の放射光施設を活用することにより、直接的にどのような産業活用につなげていくのかという観点で分野を選択してください。

分野を選択する際は、以下の総務省ホームページの内容例示やQ&Aを参考にしてください。

なお、応募申込書類の提出後、対象事業分野の確認をさせていただく場合があります。

〔分類項目名、説明及び内容例示〕

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02t\\_oukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02t_oukatsu01_03000023.html)

〔日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて〕

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000317696.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf)

※「Z その他」とした産業分類

C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業
H 運輸業、郵便業	O 教育、学習支援業
I 卸売業、小売業	Q 複合サービス事業
J 金融業、保険業	R サービス業（他に分類されないもの）
K 不動産業、物品賃貸業	S 公務（他に分類されるものを除く）
L 学術研究、専門・技術サービス業	T 分類不能の産業